

税収分類表

財源	税種	税率
中央固定収入	関税	0~270%
	税関が代理徴収する消費税と増値税	
	消費税	1~40% (たばこ、酒および製品油を除く)
	車両購入税	10%
	船舶とん税	1.5~31.8 元/トン
	資源税 (海洋石油)	従量税、従価税
	印紙税 (証券取引)	成約金額の 0.1%
	鉄道部門、各銀行本店、各保険会社等が集中納付する収入 (所得税、都市維持建設税を含む)	
中央と地方共通収入	増値税 (国 50%、地方 50%)	0%、6%、9%、13%
	個人所得税 (中央共通は 60%、地方共通は 40%)	3%~45%

	企業所得税（特定企業（例えば鉄道部門、各銀行本店、各保険会社など）が納付する企業所得税は中央固定収入であり、共有範囲に含まれない）と個人所得税は中央が60%、地方が40%企業所得税を共有する）	25% ¹
地方固定収入	都市維持建設税（特定企業（鉄道部門、各銀行本店、各保険会社など）が納付する都市建設維持税を含まない）	1%、5%、7%
	都市土地使用税	0.6元～30元/平方メートル
	環境保護税	従量税： 1. 大気汚染物質：1.2～12元/当量 2. 水汚染物：1.4～14元/当量 3. 固体廃棄物：5-1000元/トン 4. 騒音：一定基準デシベルを超え、350～1200元/月
	不動産税	所有：1.2% ² 、賃貸：12%
	車両船舶税	従量徴収は、自動車船の種類、排気量またはトン数などの物理量を課税根拠とする
	資源税（海洋石油資源税を除く）	従量税、従価税
	印紙税（不含証券取引印花税）	0.003%～0.1%
	契税	3%～5%

¹ 非居住企業が中国国内において機構、拠点を設置していない場合、または機構、拠点を設置したが取得した所得がその設置した機構、拠点と実際の関係がない場合、中国国内源泉所得について企業所得税の適用税率は20%とされるが、優遇により10%の税率で企業所得税が徴収される。また、条件に合致する小型の低利益企業は20%の税率、国が重点的に援助する必要があるハイテク企業は15%の税率で企業所得税が徴収される。

² 上海市は0.4%、0.6%；重慶市は0.5%、1%、1.2%

	土地増値税	30%～60%
	たばこ葉税	20%
	耕地占有税	各地の状況により 5 元～50 元/m ² (上限は適宜引上げ可)